

報告事項第5号

臨時代理の報告及び承認について

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(教育委員会規則第15号)第3条第1項の規定に基づき、『豊島区立図書館基本計画』および『豊島区子ども読書活動推進計画』の改定に関する諮問について臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年8月25日

提出者 豊島区教育長 清 野 正

報 告 事 項 第 5 号
第 8 回教育委員会定例会
8 . 8 . 2 5 図 書 館 課

8 豊教図発第 990 号

令和 8 年 7 月 24 日

豊島区図書館経営協議会

会長 稲井 達也 様

豊島区教育長 清野 正

『豊島区立図書館基本計画』『豊島区子ども読書活動推進計画』
の改定について（諮問）

第二次『豊島区立図書館基本計画』および第四次『豊島区子ども読書活動推進計画』の計画期間満了に伴い、本計画を改定するにあたり、専門的かつ幅広い見地から豊島区図書館経営協議会にご検討いただきたく、豊島区附属機関の設置及び運営に関する基本方針第 3 条第 2 項に基づき、諮問いたします。

資料 1

図書館基本計画(第三次)の作成について

標記の図書館基本計画(第二次)について、計画期間が令和9年3月末で終了となるため、次期計画についての検討を行います。

1. 現行計画の概要

●豊島区立図書館基本計画(第二次)	
策定義務	なし：根拠 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
計画策定	令和4年3月
計画期間	令和4～令和8年度(5年間)
内容	図書館を安定かつ継続的に運営するための基本方針

●豊島区立図書館基本計画(第二次)

「にぎやかな公共図書館をめざして」をモットーに、子どもから高齢者、障がい者、外国人も含む、あらゆる人が図書資料に親しむことができる場所をめざしています。

図書館運営に関する指標

指 標	令和3年度末	令和7年度末
来館者数	1,490,195 人	1,469,317 人
貸出冊数	2,210,357 冊	1,907,834 冊
登録者数	97,942 人	52,972 人
蔵書数	811,871 冊	729,439 冊

※登録者数が大きく減っているのは登録有効期限延長(1年から5年へ)に伴い、利用停止の運用を厳格にしたため。

※蔵書数が減っているのは、改築改修に伴う上池袋図書館、千早図書館休館により、古い資料を除籍したため。

2. 豊島区立図書館基本計画

新しい「豊島区立図書館基本計画」は豊島区の「基本構想・基本計画」(※参考資料 1)に基づき策定する。

(1)計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

(2)計画の理念(現時点での想定案)

「多様な学びを進めるための知の拠点となる図書館の実現」

豊島区の「基本構想・基本計画」の精神を発展させ、「知の拠点となる図書館」をめざし、どのような未来の姿を描き、広げていくのか。目指すべき方向性を計画に落とし込んでいく。

(3)基本方針(現時点での想定案)

①地域の情報センターとしての図書館の実現

- ・地域の文化・観光資源を生かした特色ある図書館づくり
- ・地域文化の保存・継承の促進、地域文化創造館との連携
- ・生涯学習や地域コミュニティの拠点づくり

②読書活動・学習活動としての図書館の実現

- ・読書への興味や学習意欲を喚起するための機会創出
- ・小中学校における区立図書館と学校図書館の連携
- ・高校生が読書に興味関心を持てる取組みの推進

③居場所・交流の場所としての図書館の実現

- ・子どもと一緒に気兼ねなく利用できる図書館の整備
- ・友人とおしゃべりしながら利用できる図書館の整備
- ・くつろげるラウンジやカフェコーナーの設置

④バリアフリーの実現

- ・読書バリアフリーの推進(障害の有無、母語、家庭環境等に関わらず、読書を楽しめる環境づくり)
- ・区立図書館と学校図書館との連携による、学校でのバリアフリー読書環境の整備

⑤創造の場としての図書館の実現

- ・3D プリンター等、ものづくり体験(ファブスペース)
- ・子どもの意見やニーズを聴取する機会の確保(利用者アンケート、読書活動実態調査)
- ・子どもが主体的に読書に取り組む環境作り

⑥学習情報センター(ラーニング・コモンズ)としての図書館の実現

- ・子どもたちによる地域図書館事業への参加(街探検・調べものイベント)
- ・学校図書館の学習情報センター化(授業・移動教室支援/団体貸出)

- ・学校図書館と連携して、「読書ノート」の全校配布の実施
- ・レファレンス機能強化のための人材育成の充実(子ども読書に関する講習会・司書派遣)

【参考】

上位計画等の状況

- ・豊島区基本計画(計画期間:令和 7 年～令和 11 年度) 参考資料1
- ・第五次東京都子供読書活動推進計画(計画期間:令和 8～令和 12 年度) 参考資料2

資料2

子ども読書活動推進計画(第五次)の作成について

標記の子ども読書活動推進計画(第四次)について、計画期間が令和9年3月末で終了となるため、次期計画についての検討を行う。

1. 現行計画の概要

●豊島区子ども読書活動推進計画(第四次)	
根拠	平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく
国	平成14年8月「子どもの読書活動の推進に基本的な計画」を策定
都	平成15年3月「東京都子ども読書活動推進計画」を策定
区	平成18年3月「豊島区子ども読書活動推進計画」を策定
現計画策定	令和4年3月
計画期間	令和4～令和8年度(5年間)
内容	子どもの読書機会の提供と読書環境の整備に向けた、具体的な方向性 や取り組みを示す行動計画

●豊島区子ども読書活動推進計画(第四次)

「すべての子どもが素晴らしい本と出会える読書環境をめざして」をモットーに、子どもたちに読書の魅力を発見する機会を提供し、生涯にわたる読書環境を身に着けられるよう、発達段階に応じた読書機会の提供と読書環境を整備いたします。

具体的な取り組み

取組内容	令和3年度末	令和7年度末
赤ちゃんおはなし会	9回 52名	80回 765名
子ども向けおはなし会	96回 561名	246回 2,291名
学校訪問(小学校)	14回 378名	52回 1,894名
学級招待(小学校)	3回 79名	23回 991人
学校訪問(中学校)	0回	13回 393人
職場体験(中学校)	0回	7回 29人

計画の数値目標(不読率)

	令和8年度までに	令和7年度実績※
小学2年生	1.3%	13.6%
小学5年生	2.7%	15.6%
中学2年生	6.6%	30.1%
高校2年生	15.9%	46.5%

※豊島区子ども読書活動に関する実態調査(令和7年度実施)の結果による

近隣自治体の不読率

	文京区	新宿区	北区	板橋区
小学2年生	9.9%(小3)	—	12.1%	8.5%
小学5年生	14.1%	9.9%(小学平均)	12.8%	9.0%
中学2年生	14.4%	7.3%(中学平均)	23.8%	20.4%
高校2年生	47.9%	33.6%(高校平均)	—	—

2.豊島区子ども読書活動推進計画

「豊島区子ども読書活動推進計画」は「豊島区立図書館基本計画」のうち、子どもの読書活動推進に特化したものである。

新しい「豊島区子ども読書活動推進計画」を作成するにあたり国の「子ども読書活動推進計画」および東京都の「子供読書活動推進計画(第五次)」(※参考資料2)を参考にする。
(※子どもの読書活動の推進に関する法律の第九条に「区市町村は、国と都の計画を基に計画の策定」と規定されているため)

(1)計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

(2)計画の理念(現時点での想定案)

「多様な学びを進める知の拠点となる図書館の実現」
～読書の喜びと多様な学びを支える読書機会の提供～

(3)基本方針(現時点での想定案)

①発達段階に合わせた読書習慣の形成

⇒「読む楽しさ、自ら学ぶ楽しさ、知る喜び」を実感できる取組み

- ・主体的・対話的で深い学びの支援(探究学習の推進)
- ・小中学校における区立図書館と学校図書館の連携
- ・高校生が読書に興味関心を持てる取組みの推進

②デジタル技術を活用した取組の充実

- ・本を読むきっかけづくりとしての AI の活用(SNS のアルゴリズムによる「自分好みの情報の受動的受け取り」に慣れた中高生へのマッチング)

③多様な子どもたちの読書機会の提供

- ・読書バリアフリーの推進(障害の有無、母語、家庭環境等に関わらず、読書を楽しめる環境づくり)
- ・区立図書館と学校図書館との連携による、学校でのバリアフリー読書環境の整備

④子供の視点に立った読書活動の推進

- ・子どもの意見やニーズを聴取する機会の確保(利用者アンケート、読書活動実態調査)
- ・子どもが主体的に読書に取り組む環境作り

⑤学校教育における読書活動(豊島区独自)

- ・子どもたちによる地域図書館事業への参加
- ・学校図書館の学習情報センター化
- ・学校図書館との連携として、「読書ノート」の全校配布を実施
- ・読書への興味や学習意欲を喚起するための機会創出
- ・レファレンス機能強化のための人材育成の充実

⑥新しい図書館の創造(豊島区独自)

- ・ものづくり体験(ファブスペース)
- ・おしゃべりや交流のスペース
- ・地域資源の活用

(4)取組の体系(現時点での想定案)

子どもの読書活動を推進するためには、「図書館」を中心に、生活の場である「家庭」、多くの子ども達が長い時間を過ごす「学校・園」、多様な読書機会を提供する「地域」の連携が欠かせない。各機関の連携・協力のもと、基本方針に基づく事業を展開する。

特に図書館が教育委員会に移管された点を踏まえ、学校図書館との連携強化を打ち出す。

(5)目標指標(現時点での想定案)

- 1 不読率の改善状況
- 2 「読書が好き」の割合
- 3 学校図書館・豊島区立図書館(地域の図書館)の利用状況
- 4 学校からの評価

※内容の詳細、目標指標等については、令和8年度に開催される「図書館経営協議会」「子ども読書活動推進会議」等で検討予定

【参考】

上位計画等の状況

- ・豊島区基本計画(計画期間:令和 7 年～令和 11 年度) 参考資料1
- ・第五次東京都子供読書活動推進計画(計画期間:令和 8～令和 12 年度) 参考資料2



施策（4-④）

多様な役割を持つ新たな図書館の実現

目指す姿

- 図書館が、本の貸出・閲覧の場としてだけでなく、居場所や交流の場を含め、誰もがそれぞれのスタイルで快適に利用できる文化振興、生涯学習及び地域コミュニティの拠点となっている。
- 図書館を通じて、子どもの読書活動や区民の学習活動がより活発となっている。

現状・課題

情報収集、読書・学習スタイルの多様化

- SNS、電子メディア、配信サービス、オンライン販売等の普及により、区民の情報収集、読書・学習のスタイルが多様化しています。
- 区民の知的欲求が高まる一方、子ども、若者の読書離れ、活字離れが懸念されています。
- 多様化する区民ニーズに的確に対応するためには、関係機関等とのさらなる連携による読書活動の推進、DX推進によるサービスの充実・効率化等を進める必要があります。

図書館の新たな役割

- 近年図書館は、生涯学習施設としてだけでなく、地域の活性化やまちづくりに欠かせない存在として注目されています。
- また、居場所や交流の場等、図書館の新たな役割への期待が高まっています。
- 新たな図書館への変革には、利用者視点による空間づくりが重要であるため、改築・改修の機会を捉えて、効果的な施設整備を行う必要があります。

取組方針

地域の情報センター、読書活動・学習活動のハブとして図書館の整備

- 地域の文化・観光資源を生かした特色ある図書館づくり、蔵書の充実、他の図書館との連携強化、多様な講座・展示等を通じて、区民の暮らしを豊かにし、地域の課題解決につながる情報発信を進めます。
- 「知の拠点」として、地域文化の保存・継承を促進するほか、共催事業や相互PR等、地域文化創造館と緊密に連携し、それぞれの興味や関心、学習スタイルにきめ細かく対応することで、生涯にわたる区民の多様な学びを支援します。
- 電子図書館の充実、手続きのオンライン化、サービスのセルフ化等、地域の情報センターにふさわしいDX推進を図ります。
- 保育園、子どもスキップ、区民ひろば、小・中学校及び学校図書館、大学その他企業、団体、ボランティア等、幅広い主体と連携・協働し、年齢、障害の有無等を問わず、様々な機会、場所、方法で読書を楽しめる環境を確立します。

居場所、交流、創造の場としての図書館の整備

- 施設の改築・改修にあわせて、家庭、学校、職場とは異なる、ほっとできる「居場所」としての空間づくりを進めます。
- 「子どもと一緒にでも周囲に気兼ねなく利用したい」、「読書や学習に専念したい」、「カフェコーナーが欲しい」等、多様な利用者のニーズに応じた居心地のよい図書館環境を整備します。整備にあたっては、子どもがわくわくしながら本と出会えるよう、子ども視点の創意工夫を図ります。
- 図書館や本を通じて、多くの人がつながり、交流できるよう、ホールやグループ活動室等のハード面の整備、イベント等のソフト面の充実を図ります。
- 図書館が国籍や母語を超えた発見や交流の場となるよう、多文化サービスを拡充します。
- 知識を得る場としてだけでなく、体験型講座、ワークショップ、グループ支援等を通じ、地域の発展とその担い手育成につながる「創造の場」としての図書館づくりを進めます。

施策の
 効果を表す
 代表的な指標

指標	現状値	目標値				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 図書貸出数【冊】	2,057,234 (2023年度)	1,970,000	1,900,000	2,020,000	2,260,000	2,300,000
成果指標 図書館来館者数【人】	1,512,313 (2023年度)	1,530,000	1,530,000	1,650,000	1,920,000	2,000,000

第五次東京都子供読書活動推進計画について

参考資料2

令和8年3月26日
教 育 庁

1 計画の位置付け

- 国の「**子どもの読書活動の推進に関する法律**」（平成13年）に基づき策定する計画。区市町村は、都の計画を基に計画の策定及び取組を実施
- 「東京都障害者・障害児施策推進計画」（福祉局）と併せて**都の読書バリアフリー計画にも位置付けている**

2 第四次計画における主な取組と課題

- 東京都は、「第四次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間：令和3～7年度）において、以下の目標を掲げ取組を推進

目標1 乳幼児期からの読書習慣の形成

- ・乳幼児のいる家庭等への情報発信、区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援 など

目標2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

- ・都立図書館による生徒の調べ学習支援、学校図書館リニューアル事例の発信 など

目標3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

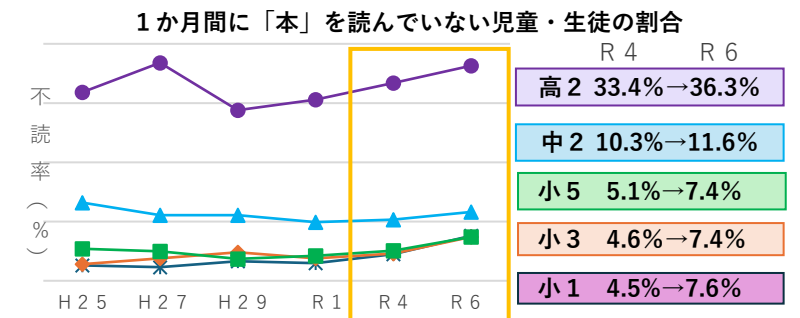
- ・日本語を母語としない子供たち向けのやさしい日本語コーナーや、アクセシブルな資料を集めたりんごの棚の設置 など

目標4 読む本の質の向上

- ・ホームページやソーシャルメディア等を活用した高校生向けの情報発信、学校に対する講師派遣や職員研修の実施支援 など

【課 題】

- ・第四次計画期間中は、スマートフォン等の普及などのデジタル技術の進展により、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化。
- ・電子書籍を読んだことのある割合が増加する一方で、子供たちの興味や関心を引く動画やSNS等のコンテンツが登場。
- ・このような中で、不読率の改善を軸に様々な取組を進めてきたが、児童生徒の読書への興味や関心を持てる工夫が十分とはいえず、調査結果にあるとおり、**児童・生徒の不読率は各学年とも上昇傾向。**



電子書籍は「本」に含む、教科書、学習参考書、漫画、雑誌、図鑑等は含まない

児童・生徒の発達過程に応じて読書に対し興味や関心を持てる様々な取組が必要

3 第五次計画について（計画期間：令和8年度～令和12年度）

- 社会変化が急激で複雑かつ予測困難な時代において、**自ら学び、課題解決に必要な資質・能力を育むため、読書活動の推進**に取り組む必要
- **子供たちの興味や関心、時代の変化に応じた多様な読書活動を進め、一人一人の子供が主体的に読書に取り組めることを目指す**

【基本方針】

1 発達過程に合わせた読書習慣の形成

- ・子供一人一人の状況を踏まえた読書活動を支援し、発達過程に合わせた読書習慣の形成を推進
- ・不読率が高い状況にある高校生が読書に興味や関心を持てる取組を進める

2 デジタル技術を活用した取組の充実

- ・本との関わりのきっかけとしてのAI等の活用、読書に関するコミュニケーション、一人1台端末を活用した学校図書館の利用促進など

3 多様な子供たちの読書機会の提供

- ・全ての子供が等しく読書をすることができるよう、個々の障害等、多様なニーズを踏まえた読書環境整備を更に推進

4 子供の視点に立った読書活動の推進

- ・様々な方法で子供の意見やアイデアを聴取する機会を設けるほか、子供自身が主体となった読書活動を推進

【読書の対象】

本計画では新たに漫画、雑誌、図鑑等も対象とし、本の形態には電子書籍に加え、オーディオブックも含む

4 施策展開

- 「家庭」、「学校・園」、「地域」が連携・協力し、**社会全体で取組を推進**

【都及び都立図書館の主な取組】

- ・読み聞かせや親子で参加できるトークイベント等、子供や保護者が読書への興味や関心を高める機会の提供
- ・都立学校の図書館にソファや個人ブースなどを備え、多様な過ごし方ができる空間を整備
- ・電子書籍の活用により、都立高校での**探究学習や家庭学習などの取組を充実**
- ・都立図書館の**専門的な蔵書が閲覧できるタブレット端末**を都立学校へ導入し、探究学習等に活用
- ・読み上げている**文字の色がつくデジタル図書（マルチメディアデージー※）**を拡充し、校外学習等に活用
- ・**バリアフリー図書等の貸出し**を全ての特別支援学校に対応できる規模に拡大



（公財）日本障害者リハビリテーション協会

マルチメディアデージーの例

※ Digital Accessible Information System の略